

令和 6 年度第 1 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 1 0 月 2 9 日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線 2 4 6 3〕

① 件 名																	
石巻市渡波地区健康づくりパークの所在地番変更及び供用開始について																	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																	
【背景】 渡波地区健康づくりパークは、渡波中学校及び石巻市立女子商業高等学校跡地を活用し、整備を進めてきたが、令和 3 年 1 2 月に制定した石巻市健康づくりパーク条例において、条例制定当時は国有地であることから地番がなかったため、所在地を「石巻市渡波字浜曾根山 2 2 番地先」としていた。 【目的】 土地の登記実施により地番が付番されたことから、石巻市健康づくりパーク条例の渡波地区健康づくりパークの所在地を改めるとともに、同パークが完成することに伴い令和 6 年 1 2 月 1 日から供用を開始するもの。																	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																	
【根拠法令】 石巻市健康づくりパーク条例（令和 3 年条例第 4 4 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】																	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																	
平成 2 8 年 1 2 月	災害危険区域内等の土地利用（パークゴルフ場整備構想）に関する庁内調整会議																
令和 2 年 8 月	令和 2 年度第 9 回庁議にて「（仮称）石巻市健康づくりパーク（パークゴルフ場）の設置について」審議																
令和 3 年 1 2 月	令和 3 年市議会第 4 回定例会にて石巻市健康づくりパーク条例について議決																
令和 4 年 4 月	雄勝、北上、牡鹿地区供用開始																
令和 5 年 4 月	河北地区供用開始																
⑤ 主な内容																	
1 条例の改正																	
石巻市健康づくりパーク条例の渡波地区健康づくりパークの所在地を「石巻市渡波字浜曾根山 2 2 番地先」から「同市渡波字浜曾根山 2 7 番地」に改める。																	
石巻市健康づくりパーク条例の一部を改正する条例																	
改 正	現 行																
（名称及び位置） 第 2 条 （略） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石巻市渡波地区健康づくりパーク</td> <td>石巻市渡波字浜曾根山 2 7 番地</td> </tr> <tr> <td>石巻市河北地区健康づくりパーク</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	石巻市渡波地区健康づくりパーク	石巻市渡波字浜曾根山 2 7 番地	石巻市河北地区健康づくりパーク	（略）	（略）	（略）	（名称及び位置） 第 2 条 （略） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石巻市渡波地区健康づくりパーク</td> <td>石巻市渡波字浜曾根山 2 2 番地先</td> </tr> <tr> <td>石巻市河北地区健康づくりパーク</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	石巻市渡波地区健康づくりパーク	石巻市渡波字浜曾根山 2 2 番地先	石巻市河北地区健康づくりパーク	（略）	（略）	（略）
名称	位置																
石巻市渡波地区健康づくりパーク	石巻市渡波字浜曾根山 2 7 番地																
石巻市河北地区健康づくりパーク	（略）																
（略）	（略）																
名称	位置																
石巻市渡波地区健康づくりパーク	石巻市渡波字浜曾根山 2 2 番地先																
石巻市河北地区健康づくりパーク	（略）																
（略）	（略）																
附則 （施行期日） この条例による改正後の石巻市健康づくりパーク条例の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日より適用する。	附則 新規																

2 供用開始に伴う施行期日を定める規則の制定 石巻市健康づくりパーク条例附則により、渡波地区健康づくりパークの施行期日を「公布の日から起算して3年を超えない範囲において規則で定める日から施行する。」と定めていることから、令和6年12月1日の供用開始として規則を制定する。 ※公布の日：令和3年12月17日
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 未利用地の有効活用と併せて、高齢者等の健康増進や世代間交流による一体感のある地域コミュニティの醸成が図られ、地域力の強化につながる。 【市財政への負担】 健康づくりパーク概算維持管理費（渡波地区分） 842千円／年 （一般財源）
⑥ 他の自治体の政策との比較検討
県内で震災の被災地を活用して、類似の健康づくりパークを設置しているところはない。
⑦ 今後の予定及び施行予定年月日
令和6年11月 石巻市健康づくりパーク条例の一部の施行期日を定める規則の制定 （施行予定年月日：令和6年12月1日） 12月 渡波地区健康づくりパーク供用開始 市議会第4回定例会に石巻市健康づくりパーク条例の一部改正について提案 （令和6年12月1日より遡及適用）
⑧ その他